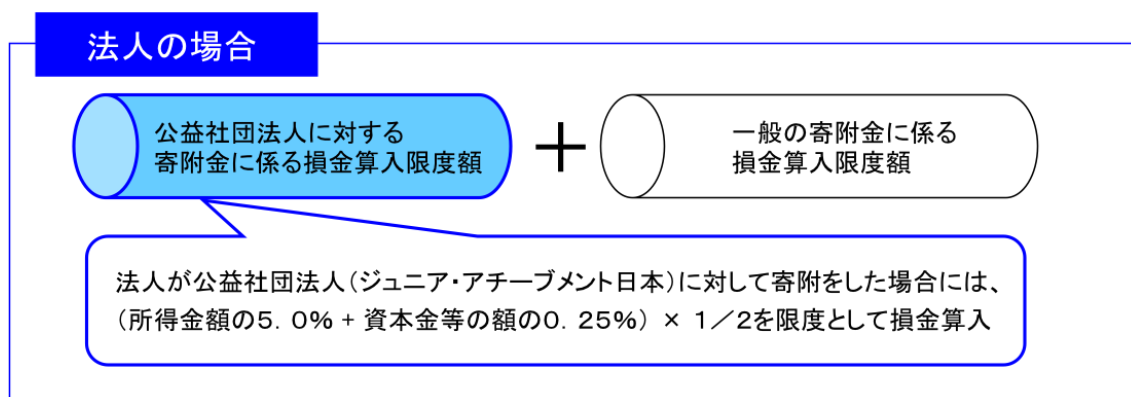


公益社団法人は、すべて特定公益増進法人となり、ジュニア・アチーブメントに対してご協賛された場合にも、寄附金優遇措置の対象となります。

(1) 法人が支出する寄附金

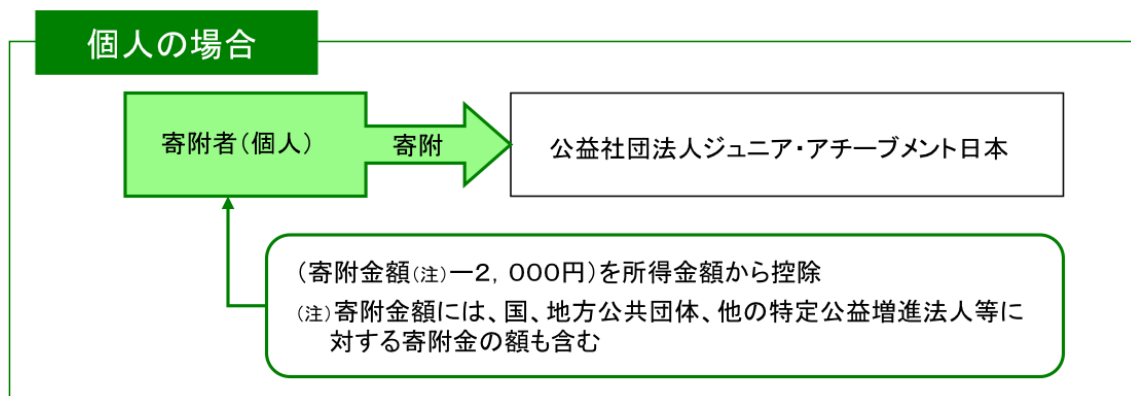
会社などの法人が公益社団法人（ジュニア・アチーブメント）に対して支出した寄附金は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。下イメージ図をご参照ください。



(2) 個人が支出する寄附金

① 所得税控除

個人が公益社団法人（ジュニア・アチーブメント）に対して寄附金を支出したときは、それらの寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える部分の金額（所得金額の40%が上限）を寄附金控除として所得から控除されることとなります。下イメージ図をご参照ください。



②個人住民税控除

個人都民税額から「(寄附金額—5,000円)×4%」に相当する税額が控除されます。個人都民税の寄附金税額控除を受ける場合には、所得税の確定申告書の提出について、次の2点を行う必要があります。

- (ア) 確定申告書を正確に記載すること。
- (イ) 確定申告書に領収証書等を添付すること。

個人区市町村民税の寄附金控除制度は、各区市町村の条例によって設けることとなっていますので、各区市町村へお問い合わせをお願いいたします。お住まいの区市町村で控除対象寄附金として条例で制定している場合、個人住民税額全体から「(寄附金額—5,000円)×10%」に相当する税額が控除(都民住民税を含むため、都内で対象となる区市町村でも上限10%であり14%ではありません)されます。

詳しくは税務署、または都道府県庁、市町役所・村役場にお尋ねください。

以上